

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021 年 4 月 1 日～ 2023 年 3 月 31 日までの 2 年間

2. 内容

目標 1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 2021 年 9 月 ～ 制度に関するパンフレットを作成
- 2021 年 10 月～ 掲示等による周知

目標 2：男性の育児休業、子の看護休暇制度の取得促進を図る

<対策>

- 2021 年 9 月 ～ 取得に向けたチラシを作成
- 2021 年 10 月～ 掲示等による周知